

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月15日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

## 奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10課」を「9課」に改め、「総合企画課」を削る。

第5条第8号中「他の部」を「他部」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第3号から第7号までを6号ずつ繰り下げ、第2号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (6) 勤務制度に関する事。
- (7) 法規及び重要文書の審査に関する事。
- (8) 法令集等の編集に関する事。

第5条中第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 警察運営の総合調整に関する事。
- (2) 警察行政の調査、研究及び企画に関する事。
- (3) 組織に関する事。

第5条の2を削り、第5条の3を第5条の2とする。

第10条中「6課」を「7課」に、「生活環境課」を「生活環境課  
サイバー犯罪対策課」に改める。

第11条第7号中「組織犯罪対策第一課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第13条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 児童虐待に関する事（犯罪の取締りに係るものを除く。）。

第14条第3号及び第8号中「組織犯罪対策第一課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条中第10号を削り、同条第11号中「他の部」を「他部」に改め、同号を同条第10号とし、同条の次に次の1条を加える。

(サイバー犯罪対策課)

**第14条の2** サイバー犯罪対策課においては、他部及び部内の他の所掌に属しないサイバー犯罪対策に関する事務をつかさどる。

第16条中「刑事企画課」を「刑事企画課 捜査支援分析課」に、「組織犯罪対策第一課」を「組織犯罪対策第二課」に改める。

第16条の2中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とする。

第19条を削り、第18条を第19条とする。

第17条第7号中「他の部」を「他部」に改め、同条を第18条とする。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(捜査支援分析課)

**第17条** 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪捜査の支援に関すること。
- (2) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。
- (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に関すること。
- (5) 国際捜査共助に関すること。

第20条を次のように改める。

(組織犯罪対策課)

**第20条** 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (2) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、その他の暴力団対策に関すること。
- (6) 他部及び部内の他の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。
- (7) 国際捜査に関すること（捜査支援分析課の所掌に属するものを除く。）。

第33条第2号中「（警備第二課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) サイバー攻撃対策に関すること。

第34条中第6号及び第7号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国際テロリズム対策に関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。

第34条中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別表第1少年課少年サポートセンターの項の次に次のように加える。

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 刑事企画課刑事指導室 | 第16条の2第2号及び第3号に掲げる事務 |
|------------|----------------------|

別表第1生活環境課サイバー犯罪対策室の項、刑事企画課捜査支援室の項及び組織犯罪対策第一課国際捜査室の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成29年3月24日から施行する。